

令和8年度「京のはあと製品」応募要項

1 趣旨

障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）で働く障害者の工賃向上を目指すため、魅力ある福祉就労製品づくりを支援する。

2 「京のはあと製品」について

工賃向上を目指す事業所のより良くしたい製品に対し、希望に応じて専門家派遣（マーケティング、生産性向上等）によって、京都らしさ、品質、ターゲットへの訴求力等の観点から改良し、付加価値の向上を目指すものを「京のはあと製品」と位置付ける。

「京のはあと製品」のうち、優良な製品については重点的にPRを行い、販路拡大を支援する。

3 応募条件について

「京のはあと製品」に応募できる事業所は、京都府内に所在する事業所であり、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 就労継続支援A型・B型又は生活介護の事業所としての指定を受け、令和8年4月1日時点で原則1年以上事業所としての実績があること
- (2) 製品改良を実施する体制があること
- (3) 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること
- (4) （応募製品が食品の場合）以下の衛生基準を満たしていること
 - ア 保健所等から食品製造に必要な許可を受けていること
 - イ 食品製造に従事する支援員・利用者等に衛生管理講習を定期的の実施し、HACCPの考えを取り入れていること
- (5) 工賃向上計画を作成し、工賃（賃金）の向上を目指す事業所であること

4 応募できる製品について

事業所で製造されている製品のうち、既存の製品（自社販売、店舗委託、イベント参加等で販売したことがあるもの）であって、今後、製品改良及び販路の拡大を希望する製品を対象とする。なお、食品の場合、加工された食品であり、製品の食品表示等について法令を遵守していることを条件とする。

また、複数事業所による合同での製造も可能とする（例：A事業所で原材料生産、B事業所で加工、製品化、C事業所で製品のパッケージ製作）が、その場合、参加する全ての事業所が3の条件を全て満たしている必要がある。

5 応募方法について

応募期限までに下記提出物を添付し、応募先記載のメールアドレスあて御応募ください。

応募期限は令和8年8月31日（月）とします。

なお、応募多数の場合、当課において選考を行います。

【提出物】

- ① 応募用紙
- ② 商品及び表示ラベルの写真
- ③ 生産物賠償保険証の写し
- ④ 食品製造許可証の写し（対象製品が食品の場合）

【応募先及び問合せ先】

京都府健康福祉部障害者支援課

TEL 075-414-4600 FAX 075-414-4597

Mail shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

6 今後の予定について

- (1) 令和8年9月～10月頃
 - ア 各応募事業所にヒアリング
 - イ 希望に応じて専門家（アドバイザー）派遣
 - ウ 各応募事業所が製品改良を実施
- (2) 令和8年11月～令和9年1月頃
 - ア イベント会場やマルシェ等での試験販売会の実施
- (3) 令和9年1月～3月頃
 - ア 試験販売会の結果を踏まえ、各応募事業所が製品改良を再度実施
 - イ 希望に応じてアドバイザー派遣
- (4) 開催日程を調整中
 - ア 「京のはあと製品」等の販路拡大のための研修会等

7 その他

- (1) 同一法人から複数事業所の製品について応募可能です。
- (2) 過去に本事業に採用された事業所でも、前回採用時とは異なる製品での応募が可能です。
- (3) オンライン会議等を活用することがあります。
- (4) 販路拡大のための研修会等については、開催日程を調整中です。
- (5) 事業実施にあたっては（特非）京都ほっとはあとセンターにご協力いただきます。